

# 新たな地理空間情報活用推進基本計画と国民の安心・安全

地理空間情報企画室長 安藤 暁史

キーワード：地理空間情報，GIS，衛星測位，G空間社会，基本法

## 1. はじめに

平成 24 年度からの新たな「地理空間情報活用推進基本計画」が、平成 24 年 3 月 27 日に閣議決定された。誰もがいつでもどこでも必要な地理空間情報を使ったり、高度な分析に基づいた確かな情報を入手し行動できたりする「地理空間情報高度活用社会（G空間社会）」の実現を目指している。

## 2. 新たな基本計画の策定

地理空間情報活用推進基本計画は、平成 19 年に施行された「地理空間情報活用推進基本法（平成 19 年法律第 63 号）」に基づき策定された基本計画である。従前の基本計画は平成 20 年に閣議決定されたが、平成 23 年度末で期間の終了を迎えることから、関係行政機関からなる「地理空間情報活用推進会議」において新たな基本計画について検討を行ってきた。国土地理院は、内閣官房、国土交通省国土政策局とともに、推進会議の事務局として、計画の策定に主導的な役割を果たしてきた。

## 3. 基本計画の内容

### 3. 1 基本計画策定の背景

従前の基本計画（平成 20～23 年度）に基づいて、様々な施策への取り組みが関係各府省によって行われてきた。具体的には、基盤地図情報の概成、地理空間情報の流通・提供のためのガイドラインの策定、準天頂衛星初号機「みちびき」の打ち上げ、産学官連携協議会の設置やG空間EXPOの開催などを挙げることができる。こうした取り組みについては、その成果を踏まえ、取り組み内容の充実を図りつつ、引き続き継続的に実施することが必要となる。

一方で、従前の基本計画の計画期間中には、スマートフォンの急速な普及などの情報通信技術の進展や、MMSをはじめとする測量技術の進展など、地理空間情報を巡る社会情勢にも様々な変化があった。さらに、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、地理空間情報を活用した取り組みが多く行われた一方で、情報の消失や関係機関の連携不足など、活用の課題も見えてきた。こうした従前の基本計画の成果や達成状況に加え、最近の社会情勢の変化に伴い発生した課題などを踏まえ、新たな基本計画を策定した。

### 3. 2 基本計画の基本的方針

新たな基本計画では、以下の 4 つの基本的方針の下、関係各府省が一体となって、産学と連携しつつ、様々な施策に取り組むこととしている。

- 1) 社会のニーズに応じた持続的な地理空間情報の整備と新たな活用への対応
- 2) 実用準天頂衛星システムの整備、利活用及び海外展開
- 3) 地理空間情報の社会へのより深い浸透と定着
- 4) 東日本大震災からの復興、災害に強く持続可能な国土づくりへの貢献

特に、4) については、東日本大震災の発生も踏まえ、新たな基本計画において重点的に取り組む事項として、項目を追加して記述した。東日本大震災からの復興のための基盤の整備や地理空間情報の活用に加え、東海・東南海・南海地震など、今後の災害に備えた防災や減災に役立つ地理空間情報の整備・流通・活用について、関係各府省等が取り組むべき事項を記述している。

なお、新たな基本計画の計画期間は、各事業の実施期間や他の同様の計画等の状況を踏まえ、平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 年間としている。

### 4. 基本計画に基づく国土地理院の取り組み

国土地理院では、今後、新たな基本計画に基づいて、地理空間情報の整備・提供等の施策を一層推進していくことが必要である。具体的には、電子国土基本図の着実な整備・更新、GNSS 連続観測システムの確実な運用、地名等の地理識別子の整備や場所情報コードの推進、地理空間情報ライブラリの運用などを通じて、我が国における地理空間情報の活用推進に積極的に取り組むこととしている。基本的方針 4) に関しては、被災地域の空中写真の整備や災害復興計画基図の整備・更新・提供、ハザードマップの策定等の基礎的な情報となる精密標高データや都市圏活断層図の整備などについて引き続き取り組みを進めていくことで、安心・安全で質の高い暮らしの実現を図ることを目指すこととしている。

## 参考文献

地理空間情報活用推進会議（2012）：地理空間情報活用推進基本計画（平成 24 年 3 月 閣議決定）。